

熊本県子ども・若者支援地域協議会設置要綱

（目的）

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（以下「支援の対象となる子ども・若者」という。）に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、熊本県子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）支援の対象となる子ども・若者に関する情報交換に関すること。
- （2）支援の対象となる子ども・若者に係る支援方策に関すること。
- （3）支援の対象となる子ども・若者に係る関係機関等の連携・協力に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組 織）

第3条 協議会は別表に掲げる関係機関等をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置き、熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する関係機関等の代表者がその職務を代理する。

（会 議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が指名する。
- 3 会長は必要と認めるときは、協議会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料若しくは情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（実務者会議）

第5条 協議会に、所掌事務に関する専門的な事項又は個別事例の支援内容について、必要に応じ調査・検討を行うため、別表に掲げる関係機関等の中から実務の担当者をもって組織する実務者会議を設置するものとする。

（秘密保持義務）

第6条 協議会の構成員は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(子ども・若者支援調整機関の指定)

第7条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関は、熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は協議会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)3月29日から施行する。

別表（第3条関係）

思春期の子どもと向き合うおとなたちの会『ひなたぼっこの会』	◎
認定NPO法人とら太の会	◎
雨やどりの会（熊本「非行」と向き合う親たちの会）	◎
登校拒否・不登校に学ぶフレンズネットワークくまもと	◎
子どもと親の支援センターhope hill（希望ヶ丘病院）	◎
くまもと若者サポートステーション	◎
たまな若者サポートステーション	◎
若者サポートステーションやつしろ	◎
熊本県子ども・若者総合相談センター	◎
熊本県北部発達障がい者支援センター‘わっふる’	◎
熊本県南部発達障がい者支援センター‘わるつ’	◎
熊本県民生委員児童委員協議会	
熊本少年鑑別所	
熊本労働局	
熊本地方法務局	
熊本県人権擁護委員連合会	
熊本県警察本部生活安全部生活安全企画課肥後っ子サポートセンター	◎
熊本県総務部総務私学局私学振興課	
熊本県健康福祉部健康福祉政策課	
熊本県健康福祉部長寿社会局社会福祉課	
熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課	
熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課	
熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課	
熊本県中央児童相談所	
熊本県八代児童相談所	
熊本県立清水が丘学園	
熊本県精神保健福祉センター（熊本県ひきこもり地域支援センター）	◎
熊本県こども総合療育センター	
熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課	
熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課	
熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課	

◎は実務者会議の協力機関